

# クローズアップ道徳科

教育委員会・学校管理職・道徳教育推進教師の皆さんへ

## 教科書の教材は全て使用しなければいけないか？（修正版）

2019.11 起（2020.09 修正） 後藤 忠

「道徳」が特別の教科になり、全国津々浦々の児童生徒に教科書が無償配布された。

配布された教科書は、文科省の検定に合格した教科書の中から、各地区教育委員会が採択したものである。（従来の道徳副読本は教科書ではないので、その使用は各学校や教育委員会の裁量に任されていた。）

道徳の教科化に伴う教科書の無償配布は、道徳教育の実施条件を格段に向上させた。つまり、各自治体の財政状況の如何にかかわらず、どの学校にも道徳の授業にとって必要不可欠な教材が35時間分揃ったのである。

その一方で新たな問題も生まれた。

そのひとつが、表題の「教科書の教材は全て使用しなければいけないか？」という問題である。

ある学校がこの問題を教育委員会に問い合わせたところ、「採択した教科書以外の教材は使用してはいけない」と言わされたという…。

まさか教育委員会がそんな乱暴な回答はしないと思うが、確かにこの問題は誤解されやすい要素を含んでいると言えるので、一度ここで整理しておく必要があると思った。

私が知人などから聞き取った情報は次のようなものであった。（回答者数36人）

「教育委員会等から採択教科書以外の教材を使用してはいけないと指導されているか？」

- はい……8%
- いいえ…92%

しかし、「いいえ」の中に「校長が認めてくれない」とか、「教科書が初めて採択された年は厳しく

指導されたが、道徳教材の特性が徐々に理解されてきてからは言われなくなった」とか、「教科書以外の教材を使用する場合は、事前の申請と許可が必要で、その手続きが非常に面倒くさいので教科書通りにやっている」とか、「校長や教員は『教科書の目次順に使用するのが当たり前だ』と思っていて、話題にもならない」などの付記があった。

### 採択教科書には使用義務がある！

教科書採択事務は各教育委員会が法令に則って肃々と行うもので、公正公平で、根拠の明確な調査研究をもとに、地域、学校、児童生徒の実態に合った教科書を採択するのであるから、学校には当然採択された教科書を使用する義務がある。副読本との大きな違いはここにある。

### では、採択した教科書以外は使えないか？

結論から言うと使える。その根拠となるのが各学校の指導計画である。

まず、道徳教育の全体計画の作成についてであるが、学習指導要領 第1章総則 第6 道徳教育に関する配慮事項1には次のように記されている。

各学校においては、道徳教育の全体計画を作成し、…。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童（生徒）や学校、地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章 特別の教科道徳 の第2に示す内容との関連を…。（以下省略）

要するに、各学校は道徳教育の重点目標と指導方針と重点内容をしっかりと設定せよということです。

ある。

次に、道徳科の年間指導計画の作成についてであるが、道徳科の年間指導計画は学校における道徳教育の全体計画に基づいて年間 35 時間分立案される。(小学校 1 年生は 34 時間分)

その際、学習指導要領 第 3 章 特別の教科 道徳 第 2 内容 に示されている内容項目はどの学校においても必ず 1 回以上は指導しなければならないことになっている。例えば、小学校 3、4 年生の教科書では、学習指導要領に示されている 20 項目(つまり 20 時間分)の教材が必ず 1 回は教科書に載っているのである。

その上で、年間授業時数(35 時間)から上記 20 時間を引くと、15 時間の「差」が生まれる。

この 15 時間の「差」こそ、各学校が自校の重点目標等に基づき重複して内容項目を充てることができる時間ということである。

ところで、現在使用している教科書はどんな重点目標や指導方針の下で編集されているだろうか?

どの教科書にも、学習指導要領の内容に示されている教材は必ず 1 つ以上掲載されているが、各教科書は中学年の「差」である 15 時間分をどのように重点化して編集しているだろうか?つまり、A、B、C、D のどの視点の内容に重点を置いた編集をしているのだろうか?

私は知人の協力を得て、(全社ではないが) 各教科書に掲載されている教材 35 時間分を A、B、C、D の視点別に分類してみた。

その結果は次の通りであった。

(各数字は、重複して掲載されている内容の教材数)

- \* TS 社 6 年(13 時間分)…A2、B2、C5、D4
- \* MM 社 6 年(13 時間分)…A2、B4、C4、D3
- \* GT 社 6 年(13 時間分)…A3、B3、C6、D1
- \* NB 社 4 年(15 時間分)…A4、B3、C5、D3
- \* KB 社 2 年(16 時間分)…A4、B5、C5、D2
- \* KA 社 2 年(16 時間分)…A6、B4、C4、D2

この結果からは、学年間で多少の違いは見られるものの、各社の配当に大きな差異は見られないようと思う。それはきっと、教科書の編集においては極端な重点化はせず、「内容項目をバランスよく配当した方が何かと使い勝手がよい」という判

断によるものではないかと考える。

一方、使う側の学校の道徳教育の重点目標や指導方針はどうなっているだろうか?それらが採択した教科書の編集方針、つまり教材の配当方針と一致するものであるなら問題はない。

しかし、もし違っていたら、教科書の教材のいくつかは学校の実情に合わない、使っても意味のない教材ということになる。

そもそも、学校の道徳教育は校長の方針の下に学校が主体性をもって進めるべきものであるから、指導計画は学校の独自性、特色が發揮されて当然である。

その意味で、校長の方針はいかに重要であるか、校長には改めて認識を深めていただきたい。

その上で、各学校は以下の点に留意して年間指導計画を見直すことを期待したい。

## 年間指導計画作成の手順はどうか?

- ① はじめに、道徳科の年間主題等配列表（指導の時期、内容項目、教材、主題名、ねらい等を記入する欄を備えた表）を作成する。そして、そこにすべての内容項目と、全体計画に基づいて**重点化した内容項目**を配列する。
- ② その教材欄に、まず教科書の教材を配列する。
- ③ 残り(空欄)の教材欄に採択教科書以外から選択した教材を配列する。その際、文科省の「わたくしたちの道徳」、各都道府県教育委員会が作成した指導資料、各地区教育委員会が作成した郷土資料、旧文部省資料からの選択は問題ないであろう。(なお、小学校学習指導要領解説特別の教科道徳編の 102、103 ページに「教材の開発と活用の創意工夫」として詳しく解説されているので必ず参照されたい。)

その他、他社の教科書や副読本に掲載されている教材、あるいは絵本などの中に道徳の教材として優れたものがあるので使いたいと思った場合には、その使用に当たって著作権法に抵触しないかどうか慎重に検討する必要がある。

なお、個別・具体的のケースについては当該教育委員会に相談し、専門的な立場からの指導助言を仰ぐとよいが、下記のサイトのフローチャートか

ら概ね自由に使用できる著作物のケースが分かる  
と思うので、一応目を通しておくとよい。

<http://www.jbpa.or.jp/pdf/guideline/flow.pdf>

- ④ 完成した年間主題等配列表をもとに、**年間指導計画**を立案する。

※ 蛇足ながら、「年間主題等配列表」と「年間指導計画」は全く別物である。年間指導計画の意義や具備すべき要件については「学習指導要領解説特別の教科道徳編」に詳しく記されているので、必ず参照されたい。